

# 「動物の愛護及び管理に関する法律」 が改正されました

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、2019年6月19日に  
公布されました。改正の概要についてお知らせします。

## 「動物の愛護及び管理に関する 法律等の一部を改正する法律の概要」

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の拡充
2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等  
① 登録拒否事由の追加  
② 環境省令で定める遵守基準を具体的に明示 遵守基準・飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
3. 動物の適正飼養のための規制の強化  
① 都道府県知事による不適正飼養に係る指導等の強化  
② 特定動物（危険動物）に関する規制の強化  
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
4. 都道府県等の措置等の拡充  
① 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定  
② 動物愛護管理センターの業務を規定  
③ 動物愛護管理担当職員の拡充
5. マイクロチップの装着等  
① 犬猫等販売業者等にマイクログリップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
6. その他  
① 殺処分の方法に係る国際的動向の考慮  
② 獣医師による虐待の通報の義務化  
③ 関係機関の連携の強化  
④ 地方公共団体に対する財政措置

注目は  
ここ

施行時期ごとの改正内容のポイントを抜粋して簡潔にまとめましたので、参考にしてください。

### 2020年6月から施行

後述の2年、3年以内に施行されるもの以外は、2020年の6月1日から施行されています。詳細については、環境省ホームページなどでご確認ください。

- 適正飼養のための規制が強化されました。  
ア. 飼養状況が適切でなく、騒音、悪臭などが発生するなど周辺的生活環境が損なわれるような事態が生じた場合、虐待のおそれがある事態が生じている場合等における都道府県知事の行う所有者に対する指導・助言・勧告・立入検査等が拡充されました。
- イ. 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖して適正な飼養が困難となるようなおそれがあると認める場合にはその繁殖防止のために生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない、とされました。
- 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進のための定めがなされました。  
ア. 都道府県知事が登録拒否できる事由が追加されました。
- イ. 犬、猫等を販売する場合において、販売しようとする個体を直接見せ、対面による情報提供を行う場所がその事業所に限定されました。
- ウ. 動物取扱責任者は、動物の取扱いに関し、十分な技術的能力及び専門的な知識を有する者のうちから選任することとされました（獣医師、愛玩動物看護師、実務経験等に加えて、学校教育卒業又は試験合格）。
- ※ 既存の登録業者の動物取扱責任者の要件については、施行の日から3年間は従前の例による、とされています。
- 都道府県等が犬又は猫の拾得者から引取りを求められた際に、引取りを拒否できるケースが追加されました。
- 獣医師には、動物虐待を遅滞なく都道府県知事等関係機関へ通報する義務が課されました。
- 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（特定動物）の愛玩目的での飼養や保管が禁止されました。なお、特定動物の交雑種も規制の対象となりました。
- 動物虐待等についての罰則が強化されました。

### 2年以内に施行(2021年6月から施行)

- 第一種動物取扱業の遵守基準について  
動物の愛護及び適正飼養の観点から、動物の種類、習性、出生後の期間等を考慮して施設の規模・構造・設備、従業員数、環境管理、疾病に対する措置、展示・輸送の方法、繁殖の回数・方法などについて、具体的な数値等を含めた基準省令が本年の6月1日から施行されます。  
※遵守基準に関して、次ページにその概要を掲載しました。
- 幼齢犬の販売規制について  
生まれた日をゼロ日とカウントし、生後56日までは販売のための引渡しや展示ができなくなりました。

### 3年以内に施行(2022年6月予定)

- マイクログリップ装着の義務化  
犬猫等販売業者には、犬を取得した日から30日以内※（生後90日以内の子犬の場合は生後90日を経過した日から30日以内※）に環境省の基準に適合したマイクログリップを装着・登録することが義務付けられました。  
また、マイクログリップ登録証明書のある犬を取得した新所有者は、取得後30日以内※の変更登録が義務付けられました。住所が変わった場合でも30日以内※に変更登録をする必要があります。  
※この日までに譲渡する場合は、譲渡する日までにそれぞれの措置が義務付けられました。  
一般の飼い主がすでに飼っている犬等については、マイクログリップ装着・登録が努力義務とされました。なお、マイクログリップが装着された犬からマイクログリップを取り外すことも禁止されました。

2019年6月19日に改正法が公布され、周知徹底期間を経て、2020年の6月1日から、新しい動物愛護法が施行されています。今回の改正法では、施行時期が3パターンあります。動物取扱業として営業活動に関わっている方々はもちろん、一般の愛犬家の皆さんについても関りがあることですので、環境省ホームページなどで適宜ご確認いただけますようお願いいたします。

左ページでは、施行時期ごとの改正内容についてのポイントを抜粋して簡潔にまとめました。なお、今後の新しい情報については、本誌にてお知らせします。

※今回の改正法に関する詳細な情報は、こちらのQRコードから、環境省ホームページ「動物の愛護と適切な管理」ページを参照してください。



# 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(基準省令)の施行について(2021年6月1日より施行)

2019年に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」第21条第1項では、第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持し、生活環境の支障が生じないよう、取り扱う動物の管理については環境省令で定める基準を遵守しなければならないとされています。「基準」については、「できる限り具体的なものでなければならない」とされ、具体的な数値等を規定した「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(基準省令)」が制定され、今年の6月1日より施行となります。ここにその概要をご紹介します。動物取扱業者の方は、内容をご確認のうえ遵守をお願いします。



☆基準の詳細については、動物取扱業者の登録を受けている自治体にお問い合わせください。  
☆基準省令に関する情報は環境省HPで確認することができます。

## 基準省令の対象範囲・・・

### 犬猫を取り扱う事業者全般

- 販売業、保管業、貸出業、訓練業、展示業、競りあわせん業、譲受飼養業。
- 第一種動物取扱業者(営利)に限らず、譲渡団体等の第二種動物取扱業者(非営利)にも準用。

### 「1」飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

- 定期的な消毒と汚物や残渣等の適切な処理。
- 一日一回以上の巡回と保守点検。
- 清掃、消毒及び保守点検の実地状況について記録した台帳を5年間保管すること。
- 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわれないよう、飼養施設の開口部を適切に管理し、鳴き声が外部へ伝播しにくくする措置、汚物用の密閉容器、臭気の拡散や毛等の飛散を防ぐための空気清浄機、脱臭装置等の設備を備えること。
- ねずみ、はえ、蚊、のみななどの衛生動物の侵入防止と駆除のための設備を備えること。
- 動物の逸走を防止するための措置を講じ、必要に応じて施設設備を備えること。
- ※飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおり。
- 運動スペース分離型飼養等(ケージ飼育等)を行う際のケージ等の基準
  - △寝床や休息場所となるケージ▽
  - 犬・タテ(体長の2倍以上)×ヨコ(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の2倍以上)
  - 複数飼養する場合…各個体に対する右記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する右記の高さを確保。
  - △運動スペース▽
  - 一体型飼養等と同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な状態で維持

## 管理する。

### ●運動スペース一体型飼養等(平飼い等)を行う際のケージ等の基準

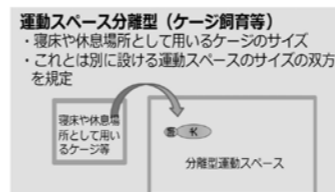
- 犬・床面積(分離型ケージサイズの6倍以上×高さ(体高の2倍以上))
- 複数飼養する場合…床面積(分離型ケージサイズの3倍以上×頭数分)と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。
- ※床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。
- 繁殖時…親子当たり上記の1頭分の面積を確保(親子以外の個体の同居は不可)。
- ケージ等及び訓練場の構造等の基準

- 金網の床材としての使用を禁止(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く)、錆、割れ、破れ等の破損がないこと。

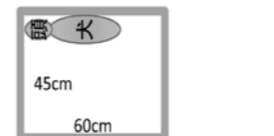
### 「2」動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

- 犬…1人当たり繁殖犬15頭、販売犬等20頭が上限
- 猫…1人当たり繁殖猫25頭、販売猫等30頭が上限
- いずれも、親と同居している子犬・子猫及び繁殖の用に供することをやめた犬・猫は頭数

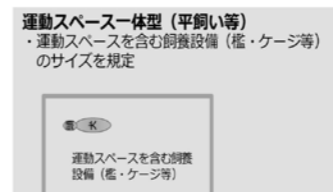
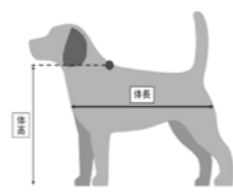
## イメージ図(犬)



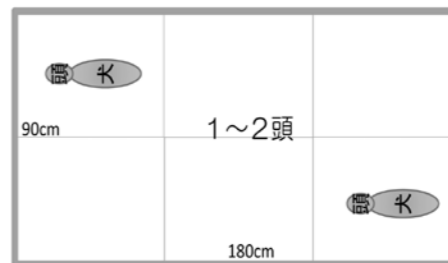
運動スペース分離型のケージ等  
タテ(体長の2倍以上)  
×ヨコ(体長の1.5倍以上)



※犬の体長30cmの場合



運動スペース一体型のケージ等  
(分離型運動スペース)  
分離型ケージサイズの床面積の6倍以上



複数飼養  
1頭あたり3倍以上の床面積を確保



第一種動物取扱業者が取扱う猫についても、ケージの大きさ等の基準が、犬と同様に定められていますが、誌面の都合上掲載しておりません。

に含めない(その飼養施設に在るものに限る。)  
・犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの上限は、別に定める。

### 「3」動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。
- 臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわれないよう、清潔を保つこと。
- 自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

### 「4」動物の疾病等に係る措置に関する事項

- 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。
- 繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。

### 「5」動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- 犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。
- 飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る)を目視によって観察すること。

### 「6」動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

- 犬・雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- 犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- 犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、右記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

### 「7」その他動物の愛護及び適正な飼養に必要な事項

- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
- ▽被毛に糞尿等が固着した状態
- ▽体表が毛玉で覆われた状態
- ▽爪が異常に伸びている状態
- ▽健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- 運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。

### \*基準省令の附則(経過措置)について

基準省令は2021(令和3)年6月1日に施行ですが、飼養設備、従業員の扱える頭数、繁殖年齢・回数について、以下のとおり経過措置が設けられています。

- 飼養施設に備える設備の規模に関する事項  
ケージの更新等に一定の準備期間が必要であることから、
- ・新規事業者は、2021(令和3)年6月から適用
- ・既存事業者は、2022(令和4)年6月から適用

- 従業者の員数に関する事項  
行き場を失う犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養を防ぎ、新規従業者の確保又は譲渡等による飼養頭数の削減を行なう期間が必要のため、段階的に5頭ずつ減らす。第二種動物取扱業者は、

員数の規定に係る経過措置 (第一種の既存事業者)		
施行日	頭数	(うち繁殖犬)
2021年6月		(経過期間)
2022年6月	30頭	(25頭)
2023年6月	25頭	(20頭)
2024年6月	20頭	(15頭)

表は、第一種動物取扱業者の取扱う犬についてのみのもの。猫及び第二種についてはここでは省略。

- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。
- 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物(哺乳類に属する動物に限る。)を販売に供すること。
- 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。
- 販売業者及び貸出業者にあつては、2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。
- 新規事業者は、2021(令和3)年6月に完全施行
- ・既存事業者は、段階的に適用し、2024(令和6)年6月から完全施行

- 繁殖の方法に関する事項  
マイクロチップの装着が義務化され、年齢の確認及び台帳による繁殖回数の確認に対する実効性を担保できること※を考慮し、
- ・メスの交配年齢、出産回数に係る規定は、2022(令和4)年6月から適用
- ・メスの交配年齢、出産回数に係る規定は、2021(令和3)年6月から適用
- ・年一回の健康診断および帝王切開に係る規定は、2021(令和3)年6月から適用